

令和8年度 高松市美術館電気設備保守点検等業務仕様書

1 総 則

高松市美術館の電気設備の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転を保ち、諸設備機器の耐久化を図るため受変電設備用蓄電池及び自家用発電機設備の保守点検業務を行うものとする。また、受変電設備用蓄電池設備の整流器については、交換推奨時期に達する部品の交換整備を行うものとする。

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務対象設備機器

- (1) 受変電設備用蓄電池設備 一式
- (2) 自家用発電機設備 一式

4 委託料の支払い

年2回の完了払い（半年毎）

5 一般事項

- (1) 受託者は、業務実施に当たり、事前に保守業務年間計画を市へ連絡すること。
- (2) 保守業務を行う際は、事前に市へ連絡し、必要に応じて市職員の立会の下に実施すること。
- (3) 保守業務完了後、直ちに業務報告書を作成し、市へ提出すること。
- (4) 故障等緊急の場合は、その都度呼び出しに速やかに対応し、迅速に正常に復するよう処置するものとする。ただし、保守業務の回数には算入しないものとする。
- (5) 保守業務実施中、各機器の部品の取替及びその他の修理を要する箇所を発見した場合は、その都度市へ連絡し、指示を受けるものとする。
- (6) 各機器の部品はこの契約に含まない。ただし、小部品、消耗品及び小規模工事についてはこの契約に含むものとする。

6 保守業務仕様

高松市美術館電気設備保守点検業務のうち、消防用設備に関するものについては、消防法第17条の3の3の規定による同施行規則第31条の4ならびに消防庁告示（昭和50年）第3号第2号第2項第3項及び第4項の点検を補佐し、点検の結果あるいは処置の内容について報告するとともに点検票を作成すること。

(1) 受変電設備用蓄電池設備 点検回数 年2回(9月、3月頃実施)

【設備仕様】 平成28年1月竣工(キュービクル式)
非常照明、受変電盤操作・制御用
直流電源装置：株式会社GSユアサ
形式：TR-SNTF10050-A
(製造番号：30089787、製造年：2015年9月)
収納品 充電装置、蓄電池 各1式

充電装置：
充電方式 全自動方式
電 源 交流200V、60Hz、3相
出 力 直流、浮動充電、117.7V、50A

蓄電池：株式会社GSユアサ
据置鉛蓄電池(令和5年3月更新)
形 式 HS300E 54セル(製造番号：TFTIFZ)
電 圧 108V
容 量 300Ah

【点検内容】

- ア 6か月点検
浮動充電中の電圧測定と計器の較正
標準電池の電圧、比重および液温測定
液面点検
均等充電
蓄電池の部品点検
充電装置の部品点検
- イ 1か年点検(総合点検)
浮動充電中の電圧測定と計器の較正
全セルの電圧及び標準電池の比重及び液温測定
液面点検
作動試験
蓄電池の外観点検
蓄電池の部品点検
均等充電
接続線部のゆるみ
充電装置清掃
充電装置の部品点検
絶縁抵抗の測定

(2) 自家用発電機

点検回数 年2回

【設備仕様】 平成28年1月竣工（キュービクル式）

ガスタービン発電設備主要諸元（川崎重工株式会社：T500A-BER）

発電機		ガスタービンエンジン	
形式	保護形自己通風式	形式	単純開放一軸式
容量	413.5 kVA	出力	530 PS (40°C)
電圧	6600 V	回転数	53000/1800 R.P.M
周波数	60Hz	燃料	A重油
相数	3 φ	燃料消費量	235 ℓ/HR
極数	4 P	始動方式	電気式（セルモーター式）
回転数	1800 R.P.M	始動バッテリー	MSE24V 300AH
力率	0.8	制御電源	DC100V/DC24V コンバーター
励磁方式	ブラシレス式	冷却方式	自己空冷式
絶縁	F 種		
定格	連続		
運転方式	全自動及び手動運転方式		

蓄電池 : 古河電池株式会社

制御弁式据置鉛蓄電池

形式 MSE-300形 12個 1組

公称電圧 24V 公称容量 300Ah

ガスタービン始動電動機用直流電源盤：川崎重工

形式 ER-15A-24M

収納品 充電装置、蓄電池 各1式

【点検内容】

平成30年6月1日付け消防庁告示第12号「非常電源（自家発電設備）の点検要領」を踏まえ、メーカー推奨の保守点検整備基準に従い6か月点検及び1か年点検を行うこと。

ア 6か月点検及びPLCバッテリー交換

イ 1か年点検（総合点検）

7 受変電設備用蓄電池設備 整流器整備

- (1) 内容 交換推奨時期に達する部品等の交換
- (2) 実施時期 6の保守業務と併せての実施を可とする。
ただし、停電を伴う場合は、高松市美術館の電力設備年次保安点検実施日（深夜帯）において行うこと。
- (3) 交換対象部品

部品名	記号	数量
整流器制御基板	DPC	1
警報基板	PLB	1
位相制御基板	PSU	1
拡張基板	ORY	1
温度・液面リレー	ETD	1
負担補償装置制御基板	LMD	1
ヒューズ	AF1	1

(4) その他

交換にあたり、必要な部材は本仕様を含む。
取り外した部品は、適切な廃棄物処理を行うこと。

8 市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。
また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。